



**問** 町内業者への指名入札制を取り入れては  
**答** 不正行為の要因排除が第一義

**問**

入札制度について、業者選定は一般公募の方法が採用されているが、落札業者の半数近くが町外地区の業者となっている。町長の方針である地場産業の育成、地域の活性化には程遠い現状ではないかと思われる。

工事内容、規模にもよるが、一定金額以内の工事は町内業者への指名入札制度を取り入れてはと思うがどうか。

最低価格設定のない安い方が良いという入札制度ではダンピングが行われ、施設の質の低下を招いていないとも限らない。十分な条件設定等何らかの方法で適切な業者選定を望むが、考えを伺う。

**町長**

入札制度については、平成21年度より、「変動型最低制限価格制度」を試行導入している。

この制度は、実際の入札価

格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映させるものである。

いわゆる、最低制限価格を事前に公表せず当日の一定の入札価格の平均に係数を乗じて最低制限価格を算出し決定するものであり、実勢価格による最低制限価格の決定となるため安値受注にわゆるダンピング受注対策にも効果があるものと考えている。

これまでの制度改革におけるさまざまな試行を検証し、平成22年度からは、最低制限価格の引き上げと、原則、建設工事500万円未満は指名競争入札とし、同額以上は(条件付)一般競争入札及び変動型最低制限価格制度を引き続き採用することとしている。

指名競争入札における業者指名において、町内業者を優先指名しつつ、公正な入札を確保するため不特定な町外業者を若干参加させること、及び一般競争入札を引き続

き実施していくことは、公正な競争を実施していく上で是不可欠だと考えている。

大木町の入札制度改革は、「二度と談合や贈賄賄事件を起こさない」よう不正行為の要因を可能な限り排除することを第一義と考える。

また、公正で透明性のある制度、いわゆる、町民に説明責任を果たすことのできるものとして、大木町の実情に合った入札制度構築に努めていきたい。

**総務課長**

本町の入札制度が「町内事業者が自己責任・自助努力による、技術と経営に優れた企業づくりを進める」こと、その一助になることを望んでいる。

また、条件付き一般競争入札における資格、地域要件は、まさしく不良不適格業者を排除し、一定の資格要件を設け公正な競争を行わせるため、一定の数の参加業者が対象になるよう設定することが望ましいことと考えている。

議員ご指摘のように、最低

制限価格制度の本旨は「適正な履行を確保するためのもので、入札からダンピング等不正を排除し、履行能力に欠ける業者を排除する」もので、設計や監理業務の発注において決して不要なものではなく、本町にとって是非取り組むべき課題であると認識をしている。

そこで、平成22年度から、営繕工事関係の業務については建設課で一本化する取り組みを始めている。

第一歩として予算化の段階での、適正な概算設計に基づく価格設定とそれに基づく最低制限価格制度の検討・導入に取り組み、さらに並行して成績評定を実施し、その評価結果を発注システムへしつかり還元することによりその目的を達成することを考えている。

現在、当面できることとして、適正な履行をより担保できるように条件を参加資格に積極的に設けていくことを取り組んでいる。

現在までに実施している